

「市場参入に係る職能を發揮し大連の經濟發展に奉仕することに関する

大連市工商局の若干の意見」の印刷・發布に関する通知

各分局、市（県）局、機関の各単位に通知する。

工商登記に係る法律法規及び上級の關係する政策に基づき、当市の實際を考慮して、市局は、2002年以來の市場参入分野における政策及び規定を改正し、及び補充し、「市場参入に係る職能を發揮し大連の經濟發展に奉仕することに関する大連市工商局の若干の意見」を形成した。ここに印刷・發布するので、誠実に執行を貫徹されたい。従來の政策規定とこの文書とが合致しない場合には、この文書を基準とする。

2009年1月5日

市場参入に係る職能を發揮し大連の經濟發展に奉仕することに関する

大連市工商局の若干の意見

大連の率先的かつ全面的な振興を推進するため、ここに、全市の工商機関が市場参入に係る職能を發揮し、經濟の安定的かつ比較的速い發展を促進することにつき、次のように意見を提出する。

一、登録資本登記に係る条件を緩和する

1、単一貨幣をもって出資し、かつ、登録資本（金）が500萬元以下（500萬元を含む。）の企業は、設立登記又は登録資本増加登記をする場合には、銀行の出資証明を提出するのみでよい。

2、投資家が商標専用権、特許権及び非特許技術等の知的財産権をもって価額評価して出資する場合には、その比率は、会社の登録資本の70%に到達することができる。

3、企業の制度改革、合併及び分割登記については、貨幣出資額が登録資本の30%を下回ってはならないという制限を受けない。

4、有限会社が登録資本を増加する場合には、累計登録資本の貨幣比率が30%に到達すれば、直ちに变更登记手続をすることができる。

二、企業集団登記に係る条件を緩和する

5、親会社の登録資本が1,000万元以上で、3社以上の株式を支配する子会社を有し、親子会社の総資本が2,000万元以上である場合には、企業集団手続を申請することができる。そのうち、周知商標又は省著名商標を有するものについては、親会社の登録資本を500万元以上、2つ以上の株式を支配する子会社を有し、親子会社の総資本を1,000万元以上まで緩和する。

三、企業の経営範囲及び経営方式に係る制限を緩和する

6、公平競争の原則に従い、外資経営を許可するものについてはいずれも内資経営を許可する。当該地における企業経営を許可するものについてはいずれも外地における企業経営を許可する。法律及び行政法規により禁止されていない個人私営等の非公有制経済経営のサービス業種及びプロジェクトについてはいずれもその経営を許可する必要がある。

7、経営種類が比較的多い商業貿易型企业については、その経営範囲を「国内一般貿易（法律及び行政法規が禁止する項目を除き、法律及び行政法規が制限する項目については、業種許可を取得した場合に限り経営することができる。）」と査定することを許可する。

8、分公司を登記する際に、経営範囲が会社の経営範囲を超えることができる場合において、そのうち前置審査認可にかかわるものについては、分公司が手続をする。

9、チェーン店を設立する場合には、チェーン店本部が投資（全額出資、株式支配又は資本参加）をして企業法人登記又は営業登記手続をすることができる。また、その他の投資家が出資することもでき、かつ、本部と加盟チェーン経営契約を締結する場合には、当該企業の投資家が企業法人登記又は営業登記手続をする。本部が認可機関の管轄区内においてチェーン分店を設立することができる旨が明確に記載されている相応の認可文書（又は許可証）を取得した場合には、相応の区域内において設立するチェーン店舗については、経営項目認可手続をする必要はない。

本部の同意を経て、下部に設立する配送センター、各チェーン店及び本部と資産関係を有しない店舗は、その名称において本部の名称中の屋号及び「チェーン」という文字を使用することを許可する。

10、個人工商業者がチェーン経営を展開することを許可し、本店の同意を経さえすれば、いずれも本店と同一の屋号のチェーン分店を設立することができる。

四、名称登記に係る制限を緩和する

11、企業が「大連」又は「大連市」を名称の中間に入れ、かつ、「（ ）」（かっこ）を加えることを許可する。企業の名称の屋号の中に「・」（中ぐる）加えることを許可する。

12、登録資本が1,000万元以上（1,000万円を含む。）の会社制企業については、その名称中に業種又は経営の特徴に係る文字を使用しなくてもよく、また「実業」、「発展」及び「開発」等の文字を使用することもできる。

13、旅順口、金州、保税区、高新園區、長興島臨港工業区、花園口經濟区分局に外商投資企業名称登記受理権を授与する。

14、企業が行政区画のない名称、又は「遼寧」を冠する名称を申請することを支持する。

五、企業が投融資ルートを開拓・拡大することを支持する

15、既に登記済みである株式有限会社の発起人が株式資本を譲渡する場合には、企業の申請に基づき、発起人変更登記手続をすることができる。

16、株主持分権益質入登記業務を積極的に展開し、登記費用の収受を免除する。

17、小額貸付会社の発展を積極的に促進し、工商登記業務を適切にする。小額貸付会社が農業区（市、県）にかかわる行政区画をその名称中の屋号とすることを許可する。

18、担保会社、投資会社、村鎮銀行、貸付会社、農村資金互助社等の仲介機構の発展を積極的に支持する。

六、外商投資企業の市場参入条件を緩和する

19、外国（地区）の投資家が国内において既に外商投資企業を設立しており、1年内にさらに外商投資企業を設立する場合には、工商登記機関が発行した証明及び公証認証文書の写しを証憑とすれば手続をすることができ、その主体資格については、新たに公証認証の必要はない。

20、外商投資企業が外国（地区）企業名称の英文屋号を使用することを許可する。

21、外商投資企業の個別株主は、抹消及び自主的解散等の事由により主体資格を喪失し、株式を適切に処置することが困難である場合において、当該企業が正常に経営することができ、かつ、その他の合資パートナーに異議がなく、審査認可機関が経営の継続に同意したときは、現状を維持することを許可する。

22、外商投資企業の中国側株主は、合資合作期間において、自身が経営活動を展開しない場合には、当該株主が主体資格を保留し、経営範囲について「投資合資合作企業」と査定することを許可する。

23、出国留学人員及び華僑等は、その外国における資産をもって帰国して投資し企業を起こす場合には、外商投資企業の登記登録に従うことができる。

七、国有及び集団企業の制度改革を支持する

24、国有独資会社及び国有株式支配の会社制企業が再度制度改革をすることを許可する。

25、株式合作制企業が変更登記手続をすることを許可し、かつ、株式合作制企業が会社制企業に制度改革をするよう積極的に導く。資産権が明晰である場合には直接登記をし、資産権が明晰でない場合には審査認可をする必要があり、審査認可を経た場合に限り登記をすることができる。

26、企業の全体の制度改革が困難である場合には、債権者の同意を取得した後に、当該部分の純資産を分離して再編し、分割して制度改革をすることができる。

27、企業が制度改革において債権を株主権益へ転換することを許可する。金融債権の株主権益への転換については、国の関係規定に従い執行する。

28、企業の制度改革についてもとの名称をそのまま使用することを許可する。屋号がない等の規範化されていない企業名称については3年使用することができ、期間が満了した後に新たにこれを規範化する。ただし、もとの名称において主管部門の文字があるものについては継続して使用してはならない。企業の全体を制度改革して会社とする場合には、もとの名称中に「有限会社」又は「株式有限会社」という文字を加えることができる。

29、企業の全体を制度改革して会社とする場合において、純資産の中に既に所属企業が含まれているときは、所属企業が再度制度改革をする際に審査認可を免除し、既に制度改革をした会社が意見を発行する。

30、企業の制度改革後の登録資本が原企業の純資産により構成されている場合には、登記手続をする際に出資検査証明の提出を免除することができ、制度改革において抹消登記手続をする必要がある場合には、完納証明の提出を免除することができ、住所に変化が生じない場合には、建物使用証明の提出を免除することができる。

31、事業単位の制度改革について、従来登記登録がされていない場合には、その設立の際に純資産をもって出資することを許可する。

八、就業・再就業を支持する

32、登記失業人員、退役軍人、大学・中等専門学校卒業生、農業専門人材が企業又は個人工商業者登記手続をする場合において、資料が完備し、かつ、法定の形式に適合するときは、その場で登記を審査・承認する。

33、登記失業人員、身体障害者、退役兵士及び卒業3年以内の普通高校卒業生が初めて個人経営（建築業、娯楽業及び不動産の販売、土地所有権の譲渡、広告業、仲介、サウナ、按摩、インターネットカフェ、酸素バー等の業種を除く。）に従事する場合には、当該者が工商部門において登記した日から3年内は、登記費及び許可証検査費の収受を免除する。

九、手続の簡素化及び効率の向上

34、企業が経営活動に従事しない弁事処を設立する場合には、登記手続を免除する。企業が登記を要求する場合には、分支機構に従い手続をし、経営範囲を「所属企業のためのコンサルティング・連絡の提供」と査定することができる。

35、重点プロジェクト、上場会社及び特殊制度改革企業については、専任者が責任を負い、全過程におけるアフターサービスを実行し、かつ、登記に係る困難な問題協議制度を確立する。

36、登記期限を短縮する。名称登記については1業務日、設立登記、変更登記及び抹消登記については3業務日とする。

十、市場の撤退メカニズムを完全化する

37、抹消登記手続をせず、不法に市場を撤退する企業及び個人工商業者について、その法定代表者及び責任者は、大連市企業信用情報管理システムに記録され、かつ、当該者の企業の法定代表者及び責任者の再任を制限する。

38、会社制企業法人が抹消登記手続をする場合において、その法人資産が債務の弁済に不足するときは、債務につき法によりすべて移転が実現するまで、又は法院が破産を裁定するまでは、抹消登記手続をしてはならない。

39、営業許可証を取り消された企業が設立した分支機構については、経営活動の停止を命じ、かつ、法により抹消登記手続をする必要がある。営業許可証を取り消された企業が投資・設立した関連企業については、期間を限り変更登記手続をするよう命ずる必要がある。